

日本ユーラシア協会とは
旧ソ連邦に住む諸国民との
相互理解と友好を進める
（旧）日ソ協会の統一した名
称です

日本とユーラシア

JAPAN-EURASIA SOCIETY

愛知版 No. 618

（ニュース、投稿は下記へ）
〒461-0004
名古屋市東区葵1-22-26
日本ユーラシア協会愛知県連合会
電話 052-932-7211

メールアドレス eurasia_aichi@yahoo.co.jp ホームページ http://nichiyu2015.webcrow.jp

第66回愛知県連総会にあたって

日本ユーラシア協会愛知県連合会 会長 杉浦一孝



をとらざるを得なくなるとしてしまおうのではないでしよ
思います。あらかじめご承
知おきください。
私たちの活動は、平和で
安全な社会においてははじ
められ、専門家の間でもその終
て可能となります。コロナ
禍の早い終息を願いながら、
息の見とおしがおこなわれな
うな状況にあります。日本
本年度は、新型コロナウイルス
に対する徹底した感染防
止対策を取るなかで、第1
90期ロシア語講座をす
に開始し、このあと、ロシ
ア兵士墓地慰霊祭（9月26
日）、ユーラシアフェスティ
バル（12月5日）などの行
事を予定しています。だが、
日本とユーラシア諸国の間
の平和と友好のための私
たちの活動にさらに必要と
感じています。このままでは、
感染力の強い英国型の変異
株にとどまらず、より恐ろ
しいインド型の変異株も感
染拡大をするとなれば、医
療崩壊がすぐにはじまって
民間での多彩な草の根の活
動をこれまで以上に進めて
いくこととなります。会員

昨年年度の日本ユーラシア協会愛知県連合会第65回総会は、新型コロナウイルスの感染拡大により、通常のかたちでの開催を中止し、書面による総会に変更することを余儀なくされました。本年度の第66回総会は、新型コロナウイルス感染症に
対し万全な感染防止対策を取りながら、本年6月13日（日）に民主会館で開催する予定です。この愛知県でコロナウイルスの感染拡大が深刻な状況に陥り、医療崩壊が生じた場合には、昨年度と同様の方式

全国・全世界に、平和の声を大きく発信しよう

「愛知民主会館 新たな活用と建設を」

日本ユーラシア協会愛知県連合会理事長 安原勝彦

愛知民主会館建設後17年 感謝しています。
を迎えました。
今日、この会館の役割と
私共の果たすべき努力内容
は、三点ございます。

その第一は歴史の継承です。を、併せて常に若者の集
まる場所としての常態化を
進めて行かねばなりません。
この民主会館の「地」は愛
知労働運動発祥の地なので
ごさいます。私共日ユ協会
その為にも日ユ協会「老
若」の組織体制が必要
であり、特に若者の育成が
大事なので、それに向け
ての努力が必要不可欠です。

日頃は、私ども「協会」
を始めとして多くの諸団体
が、会議室を中心として、
大事に綺麗に活用いただき
て、後世にきちんと引き継
いで行く役割を担っている
の努力が必要不可欠です。

の皆さまからいろいろなご
意見・ご提案などをいただ
ければ、大変うれしく存じ
ます。

第66回愛知県連総会

日時 6月13日（日）13時～16時

場所 愛知民主会館2階ホール

13時00分～14時00分 記念講演

「サハリンから日本へ、ロシア料理を届けます」（仮題）

アレクサンドル・ザジガルキンさん

14時15分～15時50分 第66回愛知県連総会

総会終了後、第1回理事会と常任理事会を開催します。

参加の際は、マスクの着用をお願いします。

12時～13時及び総会終了後、ロシアンキッチン「サーシャ」のピロシキ及びユーラシア諸国の物産の販売を行います。



その第二は会館の運営と
補修です。日頃は関係者
皆さん方、大事に会館活用
いただいています。築17
年も経過すれば相当なる補
修費用が必要となってき
ます。しかし、こと平
和という課題には誰も異を
唱えないでしょう。引き続
きより多くの団体・個人に
この会館を活用いただき、
は自らの諸活動を進めなが
ら、この「民主会館」から
「全国 全世界」に平和の
声を発信し続けて行く役割
を持つものです。

その第三は「平和の発信」
です。世界の混乱は続いて
います。それでも人々が平
和に暮らせる社会に向けて、

祝 日本ユーラシア協会愛知県連合会第66回総会

愛知県高等学校教職員組合
執行委員長 加藤聡也
名古屋市東区新栄一丁目四九一〇
☎ 〇五二一六一八二一五五

愛知県平和委員会
理事長 小島俊樹
名古屋市東区葵一丁目二二二六
☎ 〇五二九三二一〇〇七〇

愛知県民主医療機関連合会
名古屋市熱田区沢下町九一三
☎ 〇五二八八三二六九九七

愛知県労働組合総連合
議長 知崎 広二
名古屋市熱田区沢下町九一七 労働会館東館3F
☎ 〇五二八七二一五四三三
FAX 〇五二八七二一五六一八

愛知民報社
名古屋市東区新栄二丁目二二二五
愛知あかつき会館内
☎ 〇五二一五一一九五五

作曲 帰山 栄治
名古屋市西区名西二丁目一三三二五〇二
☎ 〇五二五三三二六六七一

川瀬歯科医院
院長 川瀬 利治
稲沢市奥田町下条一四〇八一五
☎ 〇五八七二二一四三六四

日本政府に核兵器
禁止条約の署名・批准を求める
原水爆禁止愛知県協議会
名古屋市東区葵一丁目二二二六
☎ 〇五二九三二一〇〇七〇

（2面より続く）

え、日露平和条約の早期締結を目指す団体との協力関係は北方領土に関する正確な情報・知識が不可欠である人署名と、2021年1月の認識の上で立つて、それに国連において発効したれらを含めた学習活動を引「核兵器禁止条約」に日本続き検討します。政府の参加を求める署名にNPO法人「ロシアとの友好・親善を進める会」な

4 組織と財政の活動

「会員の純増と「財政健全化」を

①組織の強化 愛知県連はこの一年間、組織強化の為に会員拡大に努力し5人の新会員を迎えることが出来ました。しかし高齢化、ロシア語皆様の「コロナ対応」も終了、経済的理由等々、シ

もコロナ禍の影響が大きいです。本年はコロナの収束が未だ見えぬ状況であるが、模範の縮小等も考慮しながら

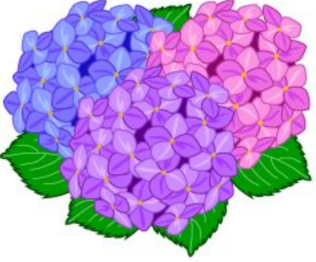
この事実をコロナ禍に求むるのではなく、今後役員を中心として積極・意識的な努力をしなければならぬ

行事の際にも意識的な会員拡大に向け「葉」を持ち歩

として役員構成も「老若」の体制を目指し、活

財政はこの三年間僅かではあるが黒字を計上して

ア語講師の暫定講師料、そ



5 宣伝活動

会員の協力で機関紙・ホームページの充実を

2020年4月から2021年3月まで12回発行し、1月号は4ページとしました。昨年度はコロナウイルスの感染拡大により多くの

インターネットが発達し、ユーラシア諸国の情報も

象の一部分を触つて、象はこんな動物だと言つて、

民主会館建設17年を迎え、館団体を中心として

日本ユースラシア協会として、

この民主会館の「地」は、

従って日ユ協会を含む

7 料理サークル「ペチカ」

「ペチカ」に若い力を

発足11年目を迎え料理教室20回に及ぶ活動を続け

昨年はコロナ禍により開催できず残念でした。

料理等々を繰り返す、その都度講師の方にレシピを

8 合唱団「ミール」

日本の歌をロシアに紹介

昨年はCOVID-19のせいで、ミールが練習できたのは、

今年度のレパートリーは「さとうきび畑」は「ロシア語で歌う日本の歌III」

練習会場は大きな会場を6か月分確保しておく。

若者の育成が大事であり努力が必要不可欠です。

併せて、日頃関係者の皆さん方に大事な会館を活用

その諸費用は目的化した積み立ては行っていないので、今からでもその費用は

り組み内容等も報告し、参加者の感想や意見交換等も

「不思議惑星キン・ザ・ザ」をアニメ化 名古屋シネマスコーレで 5月29日から上映



階級が分かれていた。ほとんど「クー！」しか言葉が存在しない異星人たちが地球に帰ろうと二人は奮

カルトSF映画の傑作と闘を始めるのだった。ゲオルギー・ダネリヤ監督は、本作の完成後、2019年に88歳で逝去し、

ロシア映画「クー！キン・ザ・ザ」

著名なチェリストのチジョフとDJ志望の青年トリク

見渡す限りの砂漠で、身に着けるズボンの色によって

コロナ対応カンパ
(5月11日現在)

協力者数 88人
協力金額 979,380円

たくさんの方々からカンパをお寄せいただき、ありがとうございました。

ロシアでの人権保障はどうなっている? (その2)

ロシアの憲法裁判から見たその実態の諸相

日本ユーラシア協会愛知県連合会会長 杉浦一孝

第二次世界大戦中の人権蹂躪と人権保障のあり方

中国の政治的指導者たちが主張するように、人権問題は、当該国の国内問題(国内管轄事項)であり、したがって、その人権状況を批判したり、あるいは批判的に言及したりすることは、内政干渉にあたり、内政不干渉の原則に反するのでしょうか?

第二次世界大戦後、人権保障問題は、ナチズム、ファシズム、そして軍国主義による人権の大規模かつ重大な侵害に対する反省から、国際社会の関心事になりました。1945年6月に採択された国連憲章が国際社会による人権の国際的保護のための活動の出発点となったと言われています。このあと、1948年12月に「世界人権宣言」が採択され、この宣言において国際社会で保障されるべき人権の内容が明らかにされました。これを

「自由権規約委員会」に通報することができ、1996年2月にヨーロッパ評議会(1949年創設)に加盟

「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」が採択されました。さらに、同日、自由権規約の締約国の管轄下にある個人が規約上の権利を侵害された」と判断する場合、国内で必要な救済手続を経た後、その権利の救済のために「人権委員会」

「自由権規約委員会」に通報することができ、1996年2月にヨーロッパ評議会(1949年創設)に加盟

「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」が採択されました。さらに、同日、自由権規約の締約国の管轄下にある個人が規約上の権利を侵害された」と判断する場合、国内で必要な救済手続を経た後、その権利の救済のために「人権委員会」

「自由権規約委員会」に通報することができ、1996年2月にヨーロッパ評議会(1949年創設)に加盟

「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」が採択されました。さらに、同日、自由権規約の締約国の管轄下にある個人が規約上の権利を侵害された」と判断する場合、国内で必要な救済手続を経た後、その権利の救済のために「人権委員会」

「自由権規約委員会」に通報することができ、1996年2月にヨーロッパ評議会(1949年創設)に加盟

「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」が採択されました。さらに、同日、自由権規約の締約国の管轄下にある個人が規約上の権利を侵害された」と判断する場合、国内で必要な救済手続を経た後、その権利の救済のために「人権委員会」

ア事件の裁判

このあと、実際、前回紹介したロシア憲法第46条第3項の規定(人権の国際的保護を受ける)の多さとともに、ロシアの法制度そのもの、また法制度の運用に多くの問題があることを示しています。

これらの判決は、申立人の侵害された権利を救済するにど、ロシアの法制度とその運用の改善に資することにもなり、その結果、ロシアでの人権保障の強化にも役立つこととなります。

最後に、二つの裁判所の関係について簡単に説明をしておきます。憲法裁判所は、ロシア憲法の規定を基準にして、法令の審査をします。人権条約およびその議定書を基準にして、個人の権利侵害があったかを審査をします。申立人が同一の権利侵害の事実を主張し、憲法裁判所と人権裁判所の間に不協和が生じている場合、人権条約第1議定書第3条違反と認定)により、憲法裁判所・ロシア政府と人権裁判所・ヨーロッパ評議会の間で

の立法措置により、人権条約およびその議定書に対するロシア憲法の優位の考えにもとづいて、人権裁判所の判決など、人権に関する国際機関の決定・判決をロシア国内で執行することができるとして、厳しく批判されています。

このように、10数年の間、ロシア憲法および人権条約に定められた憲法裁判所による進められてきたと言えます。これにより、憲法裁判所と人権裁判所、ひいては、ロシア政府とヨーロッパ評議会の間で調和が保たれてきたのではないかと考えられます。

しかし、二つの裁判所の間で結論が異なったコンスタンチン・マールキン事件(男性軍人に育児休業を認めないロシアの法律「軍人の地位について」の憲法適合性・人権条約適合性をめぐる事件)を契機に、憲法裁判所と人権裁判所の間に不協和が生じていることが明らかになりました。2013年7月4日のアンチゴフおよびグレートウコフ対ロシア事件に関する人権条約第1議定書第3条違反と認定)により、憲法裁判所・ロシア政府と人権裁判所・ヨーロッパ評議会の間で

の立法措置により、人権条約およびその議定書に対するロシア憲法の優位の考えにもとづいて、人権裁判所の判決など、人権に関する国際機関の決定・判決をロシア国内で執行することができるとして、厳しく批判されています。

このように、10数年の間、ロシア憲法および人権条約に定められた憲法裁判所による進められてきたと言えます。これにより、憲法裁判所と人権裁判所、ひいては、ロシア政府とヨーロッパ評議会の間で調和が保たれてきたのではないかと考えられます。

しかし、二つの裁判所の間で結論が異なったコンスタンチン・マールキン事件(男性軍人に育児休業を認めないロシアの法律「軍人の地位について」の憲法適合性・人権条約適合性をめぐる事件)を契機に、憲法裁判所と人権裁判所の間に不協和が生じていることが明らかになりました。2013年7月4日のアンチゴフおよびグレートウコフ対ロシア事件に関する人権条約第1議定書第3条違反と認定)により、憲法裁判所・ロシア政府と人権裁判所・ヨーロッパ評議会の間で

の立法措置により、人権条約およびその議定書に対するロシア憲法の優位の考えにもとづいて、人権裁判所の判決など、人権に関する国際機関の決定・判決をロシア国内で執行することができるとして、厳しく批判されています。

このように、10数年の間、ロシア憲法および人権条約に定められた憲法裁判所による進められてきたと言えます。これにより、憲法裁判所と人権裁判所、ひいては、ロシア政府とヨーロッパ評議会の間で調和が保たれてきたのではないかと考えられます。

しかし、二つの裁判所の間で結論が異なったコンスタンチン・マールキン事件(男性軍人に育児休業を認めないロシアの法律「軍人の地位について」の憲法適合性・人権条約適合性をめぐる事件)を契機に、憲法裁判所と人権裁判所の間に不協和が生じていることが明らかになりました。2013年7月4日のアンチゴフおよびグレートウコフ対ロシア事件に関する人権条約第1議定書第3条違反と認定)により、憲法裁判所・ロシア政府と人権裁判所・ヨーロッパ評議会の間で

【表】ヨーロッパ人権裁判所への救済の申立ておよびその判決件数(ロシア)

年	申立ての受理件数	判決件数	年	申立ての受理件数	判決件数
1983年	116	0	2009年	13,666	219
1989年	971	0	2010年	14,309	217
2000年	1,323	0	2011年	12,465	133
2001年	2,108	0	2012年	10,755	134
2002年	4,004	2	2013年	12,328	129
2003年	4,777	5	2014年	8,913	129
2004年	5,835	15	2015年	6,003	116
2005年	8,088	83	2016年	5,587	228
2006年	10,177	102	2017年	7,957	305
2007年	9,497	192	2018年	12,146	248
2008年	10,146	244	2019年	12,782	198

* 表は、ヨーロッパ人権裁判所の年次報告書「Annual Report」より作成。

このように、10数年の間、ロシア憲法および人権条約に定められた憲法裁判所による進められてきたと言えます。これにより、憲法裁判所と人権裁判所、ひいては、ロシア政府とヨーロッパ評議会の間で調和が保たれてきたのではないかと考えられます。